

定められた命令等及び根拠法令条項一覧表

別紙 1

定められた命令等	根拠法令条項
(1) 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第●号）	電波法(昭和25年法律第131号) 第 4 条第 3 号、第 7 条第 1 項第 4 号、第27条の21第 1 項、第29条、第38条、第38条の 2 の 2 第 1 項及び第38条の 6 第 1 項（同法第38条の31第 4 項において準用する場合を含む。）
(2) 陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件（昭和61年郵政省告示第395号）の一部を改正する件（令和 8 年総務省告示第●号）	電波法(昭和25年法律第131号) 第7条第1項第2号及び第4号
(3) 周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）の一部を変更する件（令和 8 年総務省告示第●号）	電波法（昭和25年法律第131号）第26条第 1 項
(4) 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令（令和 8 年総務省訓令第●号）	電波法（昭和25年法律第131号）第7条第1項、行政手続法第 5 条第 1 項
(5) 特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件（平成元年郵政省告示第42号）の一部を改正する件（令和 8 年総務省告示第●号）	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第2号
(6) 別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件（平成24年総務省告示第422号）の一部を改正する件（令和 8 年総務省告示第●号）	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)別表第一号注36
(7) 特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件（平成18年総務省告示第659号）の一部を改正する件（令和 8 年総務省告示第●号）	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)別表第二号第28
(8) 特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件（平成元年郵政省告示第49号）の一部を改正する件（令和 8 年総務省告示第●号）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の14第5号の二ト
(9) 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の送信時間制限装置、混信防止機能及びキャリアセンスの技術的条件を定める件（令和 8 年総務省告示第●号）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の37第7号
(10) 端末設備等規則第九条の規定に基づく識別符号の条件等及び同規則第三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を定める件（平成6年郵政省告示第424号）の一部を改正する件（令和 8 年総務省告示第●号）	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第 9 条（同令第36条において準用する場合を含む。）